

第四次宮崎県環境基本計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本県環境行政の基本方針として、平成23年に策定した「宮崎県環境計画」が令和2年度に終期を迎えることから、温室効果ガス削減等に向けた新たな国際枠組みである「パリ協定」の発効や国の「第五次環境基本計画」の策定など、本県の環境を取り巻く情勢の変化を的確に反映した、新たな宮崎県環境基本計画を策定する。

2 計画の概要

(1) 計画の役割

本計画は、宮崎県環境基本条例第9条に基づき策定する。

また、宮崎県総合計画の分野別施策を具体化する部門別計画として位置づけられており、本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。

さらに、本計画の一部は以下の計画としても位置づけることとする。

- ①「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に規定する地方公共団体実行計画
- ②「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に規定する行動計画
- ③「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の5に規定する廃棄物処理計画
- ④「気候変動適応法」第12条に規定する地域気候変動適応計画
- ⑤「食品ロスの削減の推進に関する法律」第12条に規定する都道府県食品ロス削減計画

(2) 計画の構成のイメージ

計画は、「総論」、「基本計画」等で構成する。

総論：本県の環境を取り巻く現状と目指す将来像、目標、施策の方向性を示す。

基本計画：目標の実現に向けた環境分野毎の具体的な施策、数値目標等を示す。

(3) 計画期間

令和3年度（2021年度）を初年度として、令和12年度（2030年度）を目標年度とする10か年計画とし、情勢の変化に対応するため、原則5年後に見直すこととする。

3 計画策定のスケジュール

令和2年	2月	環境審議会（計画策定の諮問）
	3月	環境農林水産常任委員会（計画策定について）
	8月	環境審議会（計画骨子案の審議）
	9月	環境農林水産常任委員会（計画骨子案の報告）
	11月	環境審議会（計画案の審議）
	12月	環境農林水産常任委員会（計画案の報告） パブリックコメント
令和3年	2月	環境審議会（答申）
	3月	県議会（計画の議決）